

施策の柱5-1 「いのちを守る」

「5-1 いのちを守る」は、地震発生後、生き埋めになった人の救出・救助活動、けがをした人の救命・救急活動、避難誘導、二次災害防止など人的被害を出さないための取り組みに関する、6つの施策項目により構成されています。

「5-1,1 被災者を救出・救助する」では、まず、被害情報の取得があり、被災者を救出・救助します。次に「5-1,3 現場において救命救急活動を行う」で、けが人を医療機関へ搬送します。また、不幸にして亡くなられた方に対しては、「5-1,5 遺体への対応をする」必要があります。

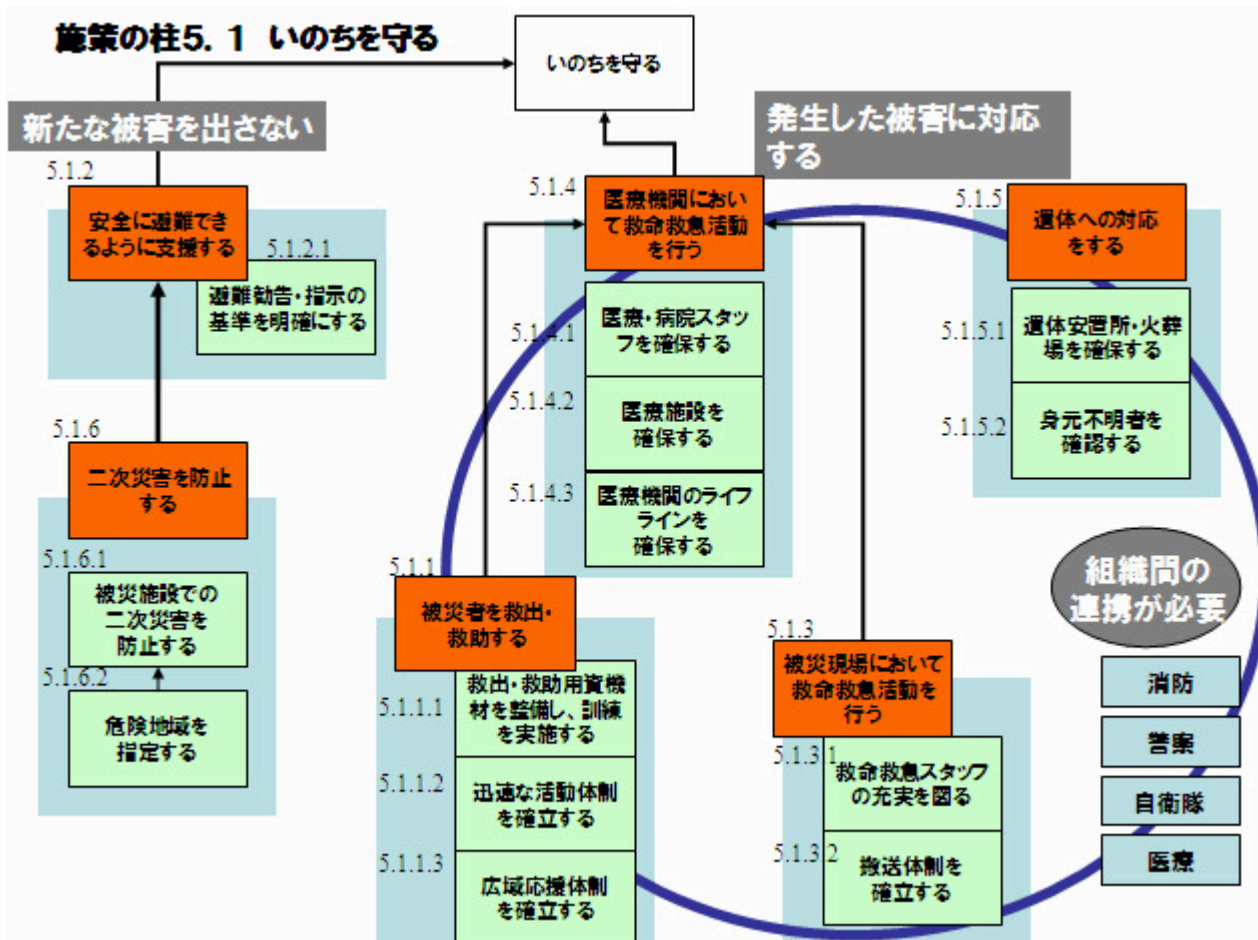
阪神・淡路大震災では、救助された方の8割以上が家族、地域住民等による救出であった点を考えると、いかに民間の力をとりこむかが重要です。

また、救出・救助の体制については、山間部と都市部では社会構造などの違いを考慮しなければなりません。

「5-1,4 医療機関において救命救急活動を行う」については、医療・病院スタッフ、医療施設、ライフラインの確保等が必要になります。負傷者等が多数で、対応が出来ない場合は、広域応援を要請することになります。

次に、「5-1,2 安全に避難できるように支援する」では、避難勧告・指示の基準を明確にし、市町村の避難計画の見直しの支援等を行うことが、いのちを守ることに繋がります。

また、「5-1,6 二次災害を防止する」で、被災建築物・宅地判定等を速やかに実施できるように体制整備を行う必要があります。



5-1 いのちを守る

地震発生後、被災者のいのちを守るため、生き埋めになった人の救出・救助活動、けがをした人の救命・救急活動、避難誘導、二次災害防止対策などを実施します。

5-1.1 被災者を救出・救助する

〔アクション目標〕 5-1.1.1 救出・救助用資機材を整備し、訓練を実施する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 救出・救助活動を行うために必要な資機材の整備の推進（警察が救助活動を行うための資機材整備等）	中	県・市町村	直接・助言	警) 警備第二課、防災統括室、消防救急課
2 救出・救助活動を行うために必要な訓練の推進	短	県・市町村	直接・助言	警) 警備第二課

〔アクション目標〕 5-1.1.2 迅速な活動体制を確立する

1 コミュニティによる救助のための体制整備の啓発の実施（自主防災組織の活性化対策のため防災カレッジ、防災講演会等での啓発）	短	県・市町村・県民	直接・助言	防災統括室
2 消防団の充実・強化のための支援（消防団員の確保対策等の実施）	短	県・市町村・県民	支援・助言	消防救急課
3 消防本部間の連携強化の推進	短	県・市町村	助言	消防救急課
4 自衛隊・消防・警察相互間の連携強化の促進（災害対応訓練を合同で実施）	短	県・国・市町村・防災関係機関	直接	防災統括室、消防救急課、警) 警備第二課
5 企業防災活動推進の働きかけの実施	短	県・市町村・企業	直接・助言	商工課、防災統括室
6 孤立化に備えた体制整備の啓発の実施（山間部）	短	県・市町村・県民	直接・助言	防災統括室
7 ヘリコプターによる救急・救助体制の整備	短	県・国・市町村	直接・助言	消防救急課

〔アクション目標〕 5-1.1.3 広域応援体制を確立する

1 近隣府県への応援要請マニュアルの作成（傷病者の搬送及び受入、医療救護班の派遣等の応援要請マニュアルの作成等）	短	県	直接	医務課
2 遠隔県への応援要請マニュアルの作成（医療救護等についての応援要請マニュアル作成等）	短	県	直接	医務課
3 自衛隊への応援要請マニュアルの作成	短	県・国・市町村	直接・助言	防災統括室
4 消防庁（緊急消防援助隊）への応援要請マニュアルの作成	短	県・国・市町村	直接・助言	消防救急課
5 国への応援要請マニュアルの作成	短	県・国	直接	防災統括室

5-1.2 安全に避難できるように支援する

〔アクション目標〕 5-1.2.1 避難勧告・指示の基準を明確にする

1 警戒避難及び避難勧告等の体制の確立	中	県・国・市町村・県民	直接・支援・助言	河川課、砂防課、防災統括室
2 避難計画の見直しの推進（市町村に避難計画見直しの要請）	短	県・市町村・県民	支援	防災統括室

5 市民のいのちを守る

地震発生後、被災者のいのちを守るため、救出、救助活動、救命、救急活動、避難誘導、二次災害防止対策などを実施します。

5.1 被災者を救出・救助する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	救出・救助用資機材を整備し、訓練を実施する	1	資機材の整備の推進	長	市	直接、支援	消防署、防災課
		2	救出・救助訓練の推進	長	市	直接、支援	消防署、防災課
2	迅速な活動体制を確立する	1	関係機関の連携強化の促進	短	市	直接	防災課
		2	自主防災組織等による活性化対策の推進	中	市	直接	防災課
3	広域応援体制を確立する	1	応援要請マニュアルの策定	短	市	直接	防災課

5.2 安全に避難できるように支援する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	避難勧告・指示の基準・内容を明確にする	1	警戒避難及び避難勧告等の体制の確立	中	市	直接	防災課
		2	避難計画の見直しの促進	短	市	直接	防災課
2	避難経路を確保する	1	避難経路の整備	短	市	直接	防災課
		2	標識の設置	中	市	直接	防災課

5.3 被災現場において救命救急活動を行う

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	救命救急スタッフの充実を図る	1	医師会等との連携の促進	長	市	直接	市立病院、健康推進課、消防署
		2	病院、保健所、消防署との連携の促進	長	市	直接	市立病院、健康推進課、消防署
		3	救急救命士の養成	短	消防	直接	消防署
2	搬送体制を確立する	1	搬送ルートの確保	短	市、関係機関	直接	防災課、消防署
		2	トリアージ体制の整備	長	市、消防	直接	市立病院、健康推進課、消防署
		3	現地医療本部の設置	短	市	直接	市立病院、防災課、健康推進課

5-1 いのちを守る

地震発生後、被災者のいのちを守るため、生き埋めになった人の救出・救助活動、けがをした人の救命・救急活動、避難誘導、二次災害防止対策などを実施します。

5-1.1 被災者を救出・救助する

〔アクション目標〕 5-1.1.1 活動体制を確立する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 応急用資機材の整備	短	市	直接	榎原消防署

〔アクション目標〕 5-1.1.2 訓練を実施する

1 救出・救助訓練の実施	短	市・県・市民	直接・支援・助言	榎原消防署
--------------	---	--------	----------	-------

〔アクション目標〕 5-1.1.3 広域応援体制の確立を図る

1 応援協定等の充実・強化	短	市・県 防災関係機関	直接・支援・助言	防災安全課、榎原消防署
---------------	---	---------------	----------	-------------

5-1.2 安全に避難できるように支援する

〔アクション目標〕 5-1.2.1 避難勧告・指示の基準を明確にする

1 避難勧告・指示マニュアルの整備	短	市	直接	防災安全課
-------------------	---	---	----	-------

〔アクション目標〕 5-1.2.2 避難誘導体制を確立する

1 避難所標識及び避難誘導標識の整備	短	市	直接	防災安全課
2 避難誘導マニュアルの作成	短	市	直接	防災安全課
3 災害時要援護者の避難対策	短	市	直接	防災安全課、福祉政策課 在宅支援課、児童福祉課

5-1.3 被災現場において救命救急活動を行う

〔アクション目標〕 5-1.3.1 救命救急スタッフの充実を図る

1 救急救命士の育成	短	市・防災関係機関	直接	榎原消防署
2 指示スタッフ(医師会)の確保	中	市・防災関係機関	直接・支援	健康増進課

〔アクション目標〕 5-1.3.2 搬送体制を確立する

1 傷病者の搬送体制の強化	短	市・防災関係機関	直接	榎原消防署
---------------	---	----------	----	-------

5-1.4 医療機関において救命救急活動を行う

〔アクション目標〕 5-1.4.1 医療・病院スタッフを確保する

1 医療活動マニュアルの作成	短	市・防災関係機関	直接・支援	健康増進課
2 緊急医療体制ネットワークの整備	中	市・防災関係機関	直接・支援・助言	健康増進課

5-1.3 被災現場において救命救急活動を行う

[アクション目標] 5-1.3.1 救命救急スタッフの充実を図る

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備（資質向上のため国が実施する研修の受講等）	短	県	直接	医務課
2 救急救命士の養成	短	県・市町村	支援	消防救急課
3 トリアージ体制の充実（トリアージ・タグの増刷、災害拠点病院・保健所・消防機関などへの配布等）	短	県・市町村・防災関係機関・企業	直接・支援	医務課、医大・病院課

[アクション目標] 5-1.3.2 搬送体制を確立する

1 ドクターカーの配備の検討	中	県	直接	医務課
2 負傷者の搬送車両の確保	短	県・市町村	支援	消防救急課
3 救急患者受入可能情報提供システムの充実（県域を越える広域災害などに対応したシステムの更新）	短	県	直接	医務課

5-1.4 医療機関において救命救急活動を行う

[アクション目標] 5-1.4.1 医療・病院スタッフを確保する

1 医療・病院スタッフの提供	短	県・市町村・企業	直接・支援	医務課、医大・病院課
2 医薬品の調達体制の整備（発災後3日間必要な医薬品の流通備蓄等）	短	県・企業	直接・支援	薬務課

[アクション目標] 5-1.4.2 医療施設を確保する

1 災害拠点病院機能の充実（災害拠点病院の施設・設備への支援）	長	県・防災関係機関	直接・支援	医務課
2 孤立した地域における医療機能の確保（広域災害・救急医療情報システムを活用した他の医療機関からの診療応援の実施）	短	県・市町村・企業	直接・支援	医務課
3 被災した医療施設の代替施設の確保（広域災害・救急医療情報システムを活用した他の医療機関に搬送するための支援）	短	県・市町村・企業	直接・支援	医務課

[アクション目標] 5-1.4.3 医療機関のライフラインを確保する

1 耐震性貯水槽の整備	長	県・市町村・企業	直接・支援	医務課、医大・病院課
2 補助電源用燃料の確保	短	県・市町村・企業	直接・助言	医務課、医大・病院課

5-1.5 遺体への対応をする

[アクション目標] 5-1.5.1 遺体安置所・火葬場を確保する

1 遺体収容施設の確保（活用可能な県施設について市町村への情報提供）	短	県・市町村	支援	防災統括室
2 火葬場の広域連携の確立（火葬場のデータベース化等）	短	県・市町村	直接・助言	生活衛生課

[アクション目標] 5-1.5.2 身元不明者を確認する

1 死体見分等の実施（災害発生時における検視要員を確保）	短	県・防災関係機関	直接・助言	（警）捜査第一課、医務課
------------------------------	---	----------	-------	--------------

5-1.6 二次災害を防止する

〔アクション目標〕 5-1.6.1 被災施設での二次災害を防止する

(アクション項目)	(実施 期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 被災建築物・宅地判定の実施	短	県・市町 村・企業	直接・支援	建築課
2 被災建築物応急危険度判定士の育成	短	県・市町 村・企業	直接・支援	建築課
3 被災宅地危険度判定士の育成	短	県・市町 村・企業	直接・支援	建築課
4 応急危険度判定マニュアルの充実（全国被災建築物応急危険度判定協議会等で 検討）	短	県・市町村	直接・支援	建築課

〔アクション目標〕 5-1.6.2 危険地域を指定する

1 危険地域の指定及び斜面判定士の育成（土砂災害警戒区域等の指定、斜面判定 士の育成）	中	県	直接	砂防課
--	---	---	----	-----

5.4 医療機関において救命救急活動を行う

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	医療・病院スタッフを確保する	1	救急医療情報システムを活用した他医療施設との連携	短	市、県、企業	直接	市立病院、消防署
		2	医療体制の充実強化	短	市、県、企業	直接	市立病院
		3	医薬品の調達体制の整備	短	市、企業	直接	市立病院
2	医療施設を確保する	1	市立病院機能の充実	短	市、企業	直接、支援	市立病院
		2	医療施設における防災体制の整備	短	市、企業	直接、支援	市立病院
3	医療機関のライフラインを確保する	1	医療機関のライフラインの確保	短	市、企業	直接、支援	防災課

5.5 遺体への対応をする

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	遺体安置所・火葬場を確保する	1	遺体安置所の確保	短	市、企業	直接	環境政策課
		2	遺体安置・埋火葬等活動マニュアルの策定	短	市、企業	直接	環境政策課
		3	火葬場の他市町村との連携	短	市、企業	直接	環境政策課
2	身元不明者を確認する	1	死体見分等の訓練の実施	短	市、関係機関	直接、支援	市立病院

5.6 二次被害を防止する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	被災施設での二次被害を防止する	1	被災建築物・宅地判定の実施	短	市、企業	直接、支援	建築課、都市計画課
		2	被災建築物応急危険度判定士の育成	中	市、企業	直接、支援	防災課
		3	被災宅地危険度判定士の育成	長	市、企業	直接、支援	都市計画課
		4	応急危険度判定マニュアルの充実	短	市、企業	直接、支援	防災課
2	危険地域を指定する	1	危険地域の周知(土砂災害ハザードマップの作成)	中	市、県	直接、支援	防災課

〔アクション目標〕 5-1.4.2 医療施設を確保する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 医療機関の被害状況の把握	短	市	直接	健康増進課
2 災害拠点病院の明確化	短	市・防災関係機関	直接	健康増進課

〔アクション目標〕 5-1.4.3 医療機関のライフラインを確保する

1 行政と医療施設間の通信手段の整備	中	市・防災関係機関	直接・支援	健康増進課、防災安全課
--------------------	---	----------	-------	-------------

〔アクション目標〕 5-1.4.4 医療関連の資機材を確保する

1 医療品等の調達の手段の確保	中	市・防災関係機関	直接・支援	健康増進課
-----------------	---	----------	-------	-------

5-1.5 遺体への対応をする

〔アクション目標〕 5-1.5.1 遺体安置所・火葬場を確保する

1 遺体安置・埋火葬マニュアルの作成	短	市・防災関係機関	直接	防災安全課、環境総務課
2 遺体収容資機材の確保(関係業者との協定)	短	市・企業	直接	防災安全課、環境総務課
3 遺体安置場所・火葬場の確保	短	市	直接	環境総務課

〔アクション目標〕 5-1.5.2 身元不明者を確認する

1 検死要員の確保	中	市・防災関係機関	直接・助言	防災安全課
-----------	---	----------	-------	-------

5-1.6 二次災害を防止する

〔アクション目標〕 5-1.6.1 建築物・宅地の応急危険度判定を実施する

1 応急危険度判定士との連携体制の構築	短	市・県	直接・支援・助言	建築指導課
2 応急危険度判定マニュアルの作成	短	市・県	直接・支援・助言	建築指導課
3 応急危険度判定士の育成	短	市・県	直接・支援・助言	建築指導課
4 応急危険度判定訓練の実施	短	市・県	直接・支援・助言	建築指導課

〔アクション目標〕 5-1.6.2 危険地域を指定する

1 危険地域を早急に確認する体制の整備	短	市	直接	防災安全課、道路河川課
2 避難対象地域の指定	短	市	直接	防災安全課

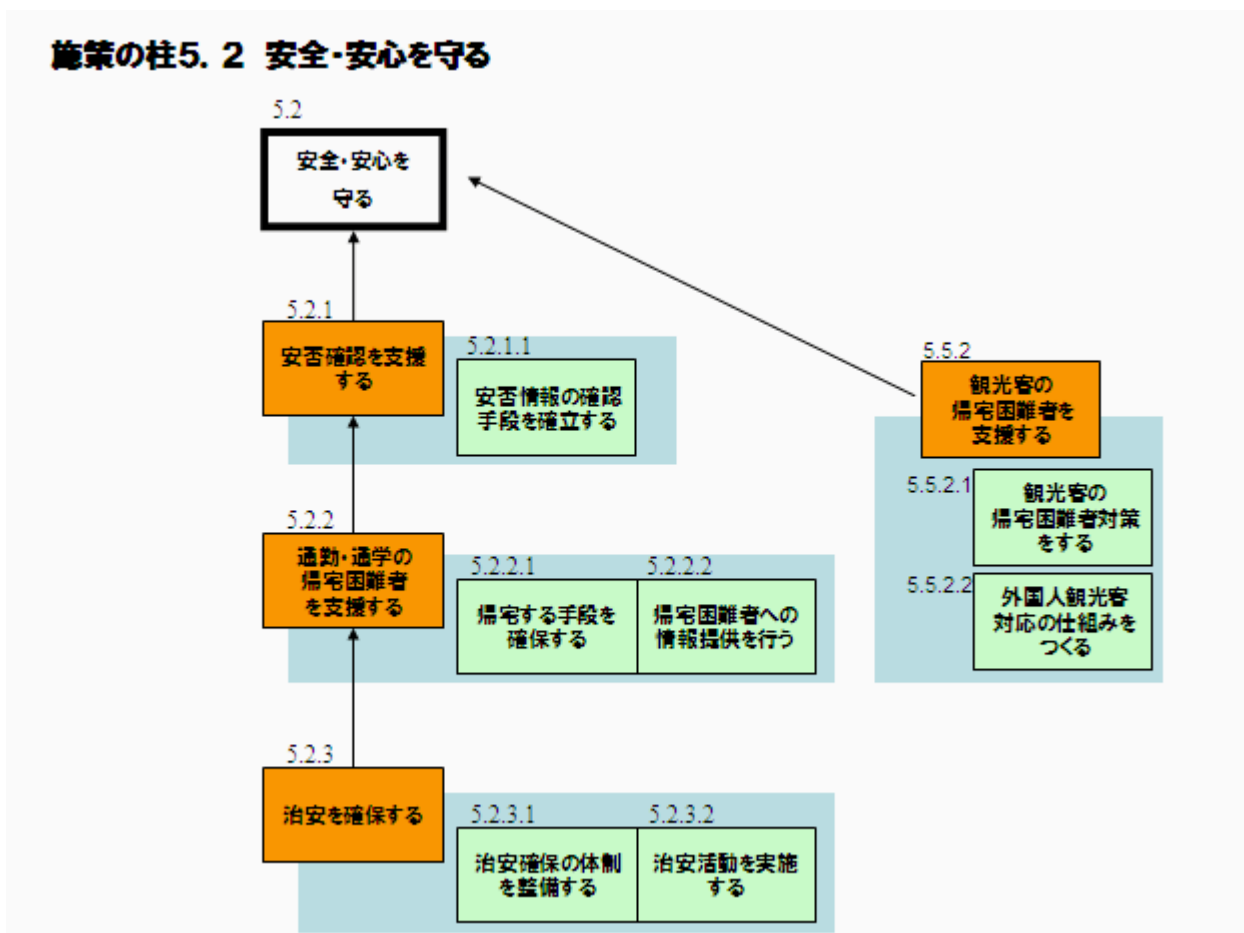
施策の柱5-2 「安全・安心を守る」

「5-2 安全・安心を守る」は、いのちの危機を脱した後、安否確認の支援、帰宅困難者対策、治安の確保などの被災者の安全・安心を守るための取り組みに関する3つの施策項目により構成されています。

「5-2,1 安否確認を支援する」で「安否情報の確認手段を確立する」必要があります。住民に災害用伝言ダイヤルなどを周知するとともに、警察による死亡者情報、医療機関による負傷者情報、市町村などによる避難者情報などを一元的にまとめる仕組みを事前に作っておく必要があります。

「5-2,2 通勤・通学の帰宅困難者を支援する」は、交通機関との連携や避難所の確保など帰宅手段を確保し、帰宅ルートの検討や支援協定締結事業者との連携強化などにより帰宅困難者への情報提供等を行います。

「5-2,3 治安を確保する」では、自主防犯活動への支援や警備業協会との連携などによる治安確保の体制整備や、被災地や避難所におけるパトロールの実施や相談活動の推進により治安を確保します。



5-2 安全・安心を守る

いのちの危機を脱した後、被災者の安全・安心を守るため、安否確認の支援、通勤・通学者などの帰宅困難者対策、被災地での治安の確保などの取り組みを実施します。

5-2.1 安否確認を支援する

〔アクション目標〕 5-2.1.1 安否情報の確認手段を確立する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 安否確認システムの検討（安否確認について県・市町村の役割分担等の検討）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室
2 平常時より連絡確認する方法の周知（災害伝言ダイヤルの周知等）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室

5-2.2 通勤・通学の帰宅困難者を支援する

〔アクション目標〕 5-2.2.1 帰宅する手段を確保する

1 帰宅困難者支援マニュアルの作成	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
2 公共交通機関等との連携強化	短	県・防災関係機関	直接・助言	防災統括室
3 帰宅困難者の避難所の確保対策の推進	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室
4 支援協定の締結拡大	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室

〔アクション目標〕 5-2.2.2 帰宅困難者への情報提供を行う

1 各事業所・学校への啓発（災害時における従業員・生徒の帰宅行動の啓発等）	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室
2 帰宅ルートの検討（エリア別ルートの検討等）	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室
3 支援協定締結事業者との連携強化	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室

5-2.3 治安を確保する

〔アクション目標〕 5-2.3.1 治安確保の体制を整備する

1 自主防犯活動への支援（地域安全情報の提供や自主防犯活動に対する指導等各種支援の実施）	短	県・県民	直接・支援	警）生活安全企画課
2 警備業協会との連絡及び協力（被災時における緊急輸送路確保のための交通誘導、被災地区の防犯パトロール等）	短	県・企業	直接	警）生活安全企画課

〔アクション目標〕 5-2.3.2 治安活動を実施する

1 被災地、避難所等における犯罪の予防	短	県・市町村	直接・助言	警）生活安全企画課
2 各種相談活動の推進（非常時における県民の身近な不安を解消するため、罹災者に対し犯罪被害等に関する適正且つ効果的な相談活動の実施）	短	県	直接	警）生活安全企画課
3 地域安全情報の収集と分析及び検討	短	県	直接	警）生活安全企画課

6 安全・安心を守る

被災者の安全・安心を守るため、安否確認の支援、通勤・通学者などの帰宅困難者対策、被災地での治安の確保などの取り組みを実施します。

6.1 安否確認を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 安否確認方法の確立	1 安否情報システムの検討	長	市	直接	議会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
	2 連絡確認方法の周知	中	市	直接	監査事務局、防災課

6.2 帰宅困難者を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 帰宅する手段を確保する	1 帰宅困難者支援マニュアルの策定	短	市	直接	防災課
	2 公共交通機関等との連携強化	短	市、関係機関	直接、助言	防災課
	3 帰宅困難者の避難所確保対策の推進	短	市、企業	直接	防災課
	4 帰宅支援業者等の確保(コンビニ等)	短	市、企業	直接	防災課
2 帰宅困難者への情報提供を行う	1 帰宅困難者に対する情報提供体制の構築	短	市、関係機関	直接、助言	防災課
	2 帰宅支援マップの作成	短	市	直接	防災課

6.3 地域の治安を確保する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 日頃から自主防犯活動の体制を確立する	1 警察・天理教等との連携	短	市、関係機関	直接、支援	地域安全課
	2 自主防犯活動の支援	中	市、関係機関	直接、支援	地域安全課
2 治安活動を実施する	1 災害時の予防対策	短	市、関係機関	直接、支援	地域安全課
	2 治安情報の収集・分析及び検討	短	市、関係機関	直接、支援	地域安全課

5-2 安全・安心を守る

いのちの危機を脱した後、被災者の安全・安心を守るため、安否確認の支援、通勤・通学者などの帰宅困難者対策、被災地での治安の確保などの取り組みを実施します。

5-2.1 安否確認を支援する

〔アクション目標〕 5-2.1.1 安否情報の確認手段を確立する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 安否確認システムの検討	短	市	直接	防災安全課、地域振興課
2 平常時より安否確認方法の周知（NTT災害伝言ダイヤル）	短	市	直接	防災安全課

5-2.2 帰宅困難者等への支援を行なう

〔アクション目標〕 5-2.2.1 帰宅する手段を確保する

1 帰宅困難者支援マニュアルの作成	短	市	直接	防災安全課
2 事業所と連携した帰宅困難者対策の推進	短	市・企業	直接・助言	防災安全課
3 児童・生徒の帰宅要領・帰宅ルートの検討	短	市	直接・助言	学校教育課

〔アクション目標〕 5-2.2.2 帰宅困難者の避難を支援する

1 避難場所の広報、誘導	短	市	直接	防災安全課、秘書広報課
2 徒歩帰宅が困難な高齢者、障害者等の避難場所の確保	短	市	直接	防災安全課、福祉政策課 在宅支援課、介護福祉課

5-2.3 治安を確保する

〔アクション目標〕 5-2.3.1 治安確保の体制を整備する

1 警察、警備業者との連携	中	市・防災関係機関	直接・支援	防災安全課
2 防犯灯の被害情報の収集及び復旧	短	市	直接	地域振興課

〔アクション目標〕 5-2.3.2 地域コミュニティを強化する

1 自主防災組織（自治会）が実施する防犯活動への支援	短	市・市民	直接・支援	防災安全課
----------------------------	---	------	-------	-------

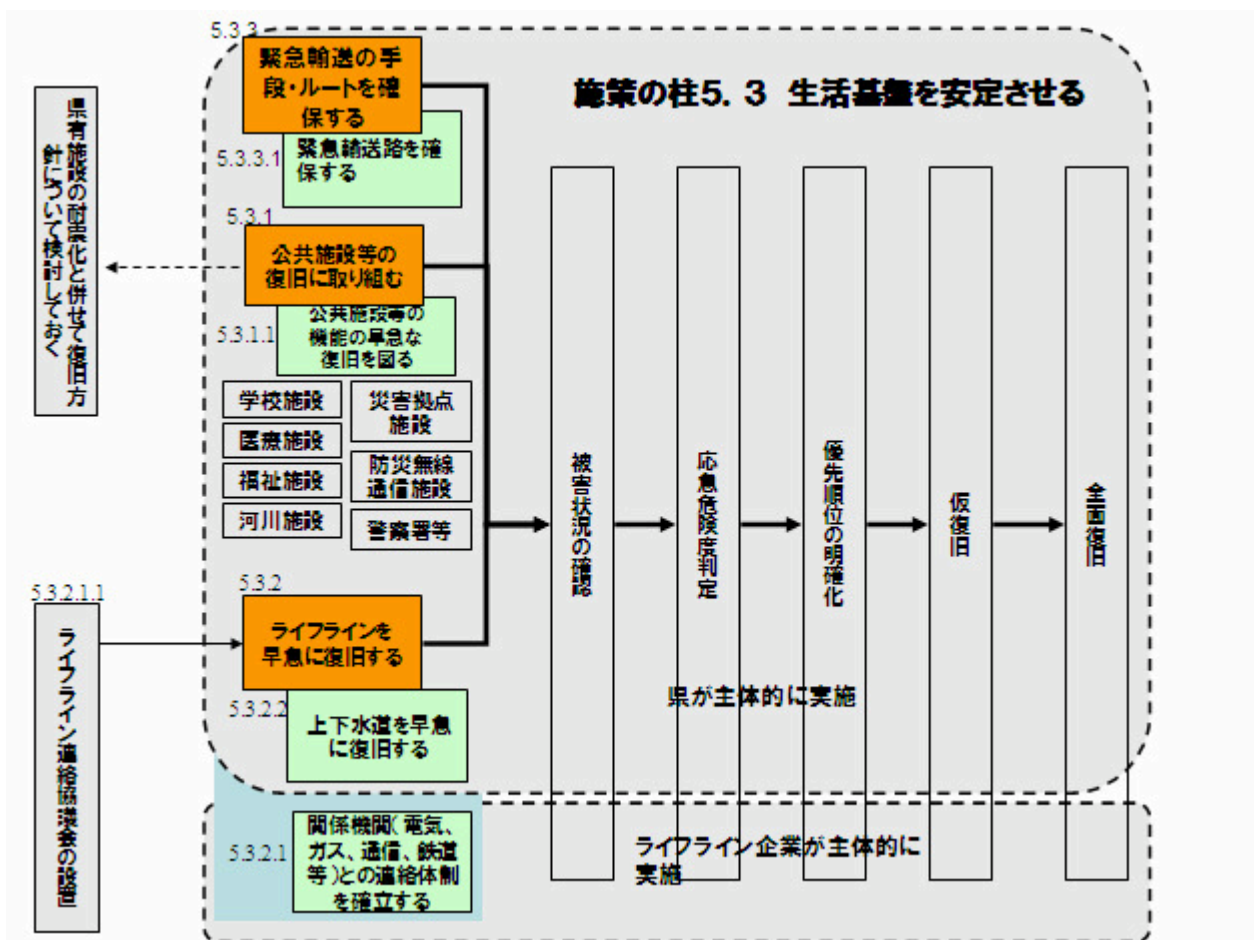
施策の柱5-3 「生活基盤を安定させる」

「5-3 生活基盤を安定させる」は、被害が出た公共施設、ライフライン、緊急輸送路など応急対策の実施や県民生活の安定のために重要となる施設の復旧等に関する取り組みについての、3つの施策項目により構成されています。

「5-3,1 公共施設等の復旧に取り組む」は、災害対応の拠点となる施設等について、発災後「被害状況の確認」「応急危険度判定」を実施し、復旧について「優先順位の明確化」を図ることで効率的な復旧体制整備を行います。

「5-3,2 ライフラインを早急に復旧する」は、主体としては、県、市町村、ライフライン事業者などがありますが、的確かつ迅速な復旧を図るためには、各主体が事前に連携を取り体制を整え、発災時には有機的に活動できる体制が必要であることから、ライフライン連絡協議会を設置します。

「5-3,3 緊急輸送の手段・ルートを確認する」について、本県は内陸県であり、復旧作業を行う上でも緊急輸送路は重要な役割を担います。このため、道路啓開のためのマニュアル作成、迂回路等の検討、放置車両の撤去に伴う民間団体の協力の確保等を行う必要があります。



5-3 生活基盤を安定させる

県民生活の安定を早期に取り戻すため、災害対応の拠点となる施設やライフラインの早期復旧、緊急輸送路の確保などの取り組みを実施します。

5-3.1 公共施設等の復旧に取り組む

〔アクション目標〕 5-3.1.1 公共施設等の機能の早急な復旧を図る

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 災害対応の拠点となる施設の復旧対策の実施	短	県・市町村	直接・助言	営繕課、管財課、関係課
2 防災無線の通信設備の早急な復旧対策の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室
3 警察署等の復旧対策の実施	短	県	直接	警) 会計課
4 学校施設の早急な復旧対策の実施	短	県・市町村・企業	直接・助言	教) 総務福利課、総務課
5 医療施設の早急な復旧対策の実施	短	県・市町村・企業	直接・助言	医務課、医大・病院課
6 福祉施設の早急な復旧対策の実施	短	県・市町村・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課

5-3.2 ライフラインを早急に復旧する

〔アクション目標〕 5-3.2.1 関係機関（電気、ガス、通信、鉄道等）との連絡体制を確立する

1 ライフライン連絡協議会の設置	短	県・防災関係機関	直接・支援	防災統括室
2 ライフライン企業への情報提供（県管理用道路の復旧情報などを提供できる体制整備等）	短	県・防災関係機関	直接・支援	道路維持課、防災統括室

〔アクション目標〕 5-3.2.2 上下水道を早急に復旧する

1 上水道施設の早急な復旧対策の実施（資機材の確保等）	短	県・市町村	直接・支援	生活衛生課、水道局
2 下水道施設の復旧対策の実施（資機材の確保等）	短	県・市町村	直接・助言	下水道課
3 災害対応マニュアルの作成（市町村（水道事業者）における水道防災力の向上となる水道防災計画策定の推進等）	短	県・市町村	直接・支援	生活衛生課、水道局

5-3.3 緊急輸送の手段・ルートを確保する

〔アクション目標〕 5-3.3.1 緊急輸送路を確保する

1 緊急輸送道路の確保（道路橋の耐震補強対策の実施等）	長	県・国・市町村・防災関係機関	直接・助言	道路維持課、道路建設課
2 道路啓開訓練の実施（マニュアル作成と訓練の実施）	短	県・国・市町村・防災関係機関	直接・助言	道路維持課
3 緊急輸送路の見直し及び迂回路等の検討（平成9年3月に策定された緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し）	短	県・国・市町村・防災関係機関	直接・助言	道路維持課
4 放置車両の撤去に伴う民間団体の協力確保	短	県・企業	直接・助言	警) 交通規制課
5 道路交通状況の実態把握	短	県	直接	警) 交通規制課
6 交通規制の実施（緊急交通路を確保するため現場警察官による交通規制の実施）	短	県	直接	警) 交通規制課
7 交通情報の収集及び提供	短	県	直接	警) 交通規制課
8 緊急通行車両等の確認	短	県	直接	警) 交通規制課

7 生活基盤を安定させる

市民生活の安定を早期に取り戻すため、災害対応の拠点となる施設やライフラインの早期復旧、緊急輸送道路の確保などの取り組みを実施します。

7.1 公共施設等の復旧に取り組む

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 公共施設等の機能の早急な復旧を図る	1 公共施設等の早急な復旧対策の実施	短	市、関係機関	直接	関係課
	2 防災行政無線等の通信設備の早急な復旧対策の実施	短	市、関係機関	直接	防災課

7.2 ライフラインを早急に復旧する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 関係機関(電気、ガス、通信、鉄道等)との連絡体制を確立する	1 ライフライン関係機関との連携強化	短	市、関係機関	直接	防災課
2 上下水道を早急に復旧する	1 災害対策マニュアルの策定	短	市	直接	水道局、下水道維持課,下水道建設課
	2 下水道地震対策緊急整備計画の策定	中	市	直接	下水道維持課,下水道建設課
	3 ライフライン関係(上下水道)のデータのバックアップ作成	短	市	直接	水道局、下水道維持課,下水道建設課
	4 民間企業(建設業者・土木業者)等との連携強化	短	市、企業	直接	水道局、下水道維持課,下水道建設課

7.3 緊急輸送の手段・ルートを確認する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 緊急輸送路を確保する	1 緊急輸送路の検討	短	市、県、国、関係機関	直接	防災課
2 道路・交通情報を収集する	1 交通情報の収集及び提供	短	市、関係機関	直接、支援	防災課
	2 道路被災情報の収集及び提供体制の確立	中	市、関係機関	直接、支援	土木課、監理課
	3 道路管理者・警察等との連携強化	短	市、関係機関	直接、支援	土木課、監理課、地域安全課

5-3 生活基盤を安定させる

市民生活の安定を早期に取り戻すため、災害対応の拠点となる施設やライフラインの早期復旧、緊急輸送路の確保などの取り組みを実施します。

5-3.1 公共施設等の復旧に取り組む

[アクション目標] 5-3.1.1 復旧体制の確立に取り組む

(アクション項目)

	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 緊急災害復旧工事に対する施行業者の確保	短	市・防災関係機関	直接・支援	道路河川課、建設管理課

5-3.2 ライフラインを早急に復旧する

[アクション目標] 5-3.2.1 関係機関（電気、ガス、通信、鉄道等）との連絡体制を確立する

1 復旧のための迅速な連携	短	市・防災関係機関	直接・支援	防災安全課、地域振興課
2 上下水道関係業者との協力体制の確立	短	市	直接	水道局、下水道課
3 県・他の水道局との連絡体制の確立	短	市・防災関係機関	直接・助言	水道局

[アクション目標] 5-3.2.2 上下水道を早急に復旧する

1 上下水道間の連携の充実	短	市	直接	水道局、下水道課
2 上下水道管理施設の被災状況の確認体制の確立	短	市	直接	水道局、下水道課

5-3.3 緊急輸送の手段・ルートを確保する

[アクション目標] 5-3.3.1 緊急輸送時の事前対策を行なう

1 緊急輸送道路の検討・見直し	短	市・県	直接・助言	防災安全課
2 緊急輸送用車両の確保と確認手続きの迅速化	短	市・県	直接・助言	防災安全課、総務課

[アクション目標] 5-3.3.2 緊急物資輸送マニュアルの製作（的確なルート検討等）

1 避難所へのルートの選定及び確保	短	市	直接	防災安全課、道路河川課 建設管理課
2 代替輸送手段の確保	中	市	直接	防災安全課

[アクション目標] 5-3.3.3 緊急輸送時の復旧情報を配信する

1 関係機関への道路情報の提供	中	市・県	直接・助言	建設管理課、道路河川課
-----------------	---	-----	-------	-------------

5-3.4 被災時における市の機能継続の体制を整備する

[アクション目標] 5-3.4.1 市のオンラインシステムを確保する

1 自家発電の確保	短	市	直接	情報システム室
2 コンピュータシステムの転倒防止	短	市	直接	情報システム室

施策の柱5-4 「県民の生活を支援する」

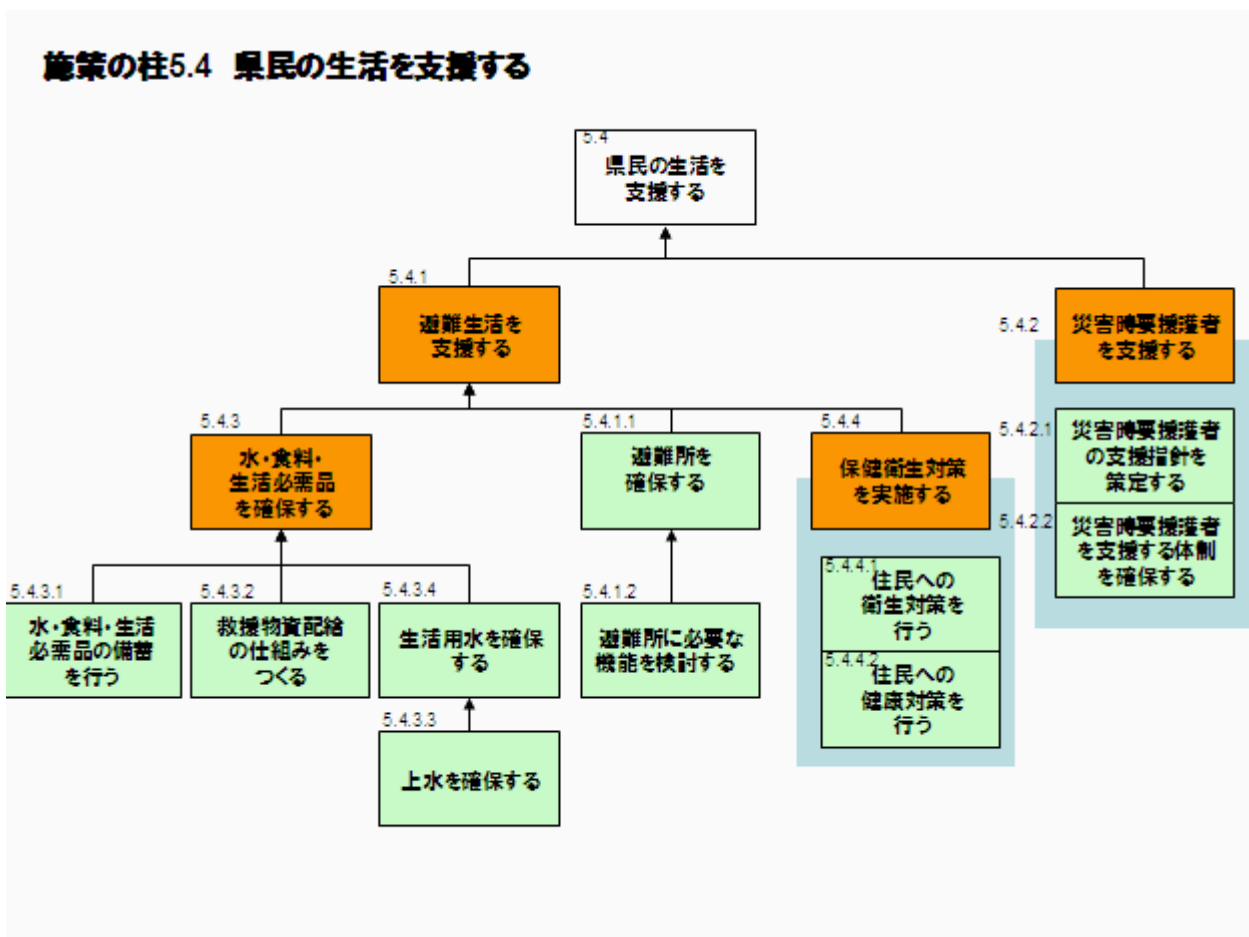
「5-4 県民の生活を支援する」は、不自由な避難生活を余儀なくされる県民の生活を支援するための取り組みに関する4つの施策項目で構成されています。

「5-4,1 避難生活を支援する」は市町村の取組みを県が支援するものと、県が直接取り組むべきものに分けて整理しました。

まず市町村の取組みを県が支援するものとして重要となるのは、市町村間で避難所運営などの格差が生じないように、県が避難所運営マニュアル策定の支援を行うことです。

他方、県の直接的な役割としては、全県的なルールづくりが重要となります。「5-4,3 水・食料・生活必需品を確保する」の中でも食料や水などの避難生活に重要な物資の配分等の仕組み作りが必要です。併せて「5-4,4 保健衛生対策を実施する」ための取り組みなどを事前に確立し、市町村の取組みとうまく連携することが必要となります。

また、「5-4,2 災害時要援護者を支援する」では、広範囲で長期間の支援が必要となる、要介護状態の高齢者や様々な障害者などの災害時要援護者の方に対する支援指針や支援体制を確立します。



5-4 県民の生活を支援する

不自由な避難生活を余儀なくされる県民の生活を支援するため、避難生活の支援、災害時要援護者の支援、水・食料・生活必需品の確保、保健衛生対策などの取り組みを実施します。

5-4.1 避難生活を支援する

[アクション目標] 5-4.1.1 避難所を確保する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 県有施設の活用について情報の提供（防災目的として活用可能な県有施設のデータベース化）	短	県・市町村	直接・助言	管財課、防災統括室、関係課
2 民間施設の活用の検討（民間施設の活用について、市町村や関係者との協議・検討実施）	短	県・市町村・防災関係機関・県民・企業	助言	防災統括室

[アクション目標] 5-4.1.2 避難所に必要な機能を検討する

1 避難所運営ガイドラインの作成（市町村や自主防災組織等が避難所を開設・運営する場合の具体的なノウハウをまとめた指針の策定）	短	県・市町村	支援・助言	防災統括室
2 避難所における情報システムの検討（各市町村への情報発信及び受信方法等の検討）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、情報システム課
3 被災者相談窓口の開設マニュアルの作成（生活相談に関する事例集の作成）	短	県・市町村	直接・助言	広報広聴課

5-4.2 災害時要援護者を支援する

[アクション目標] 5-4.2.1 災害時要援護者の支援指針を策定する

1 災害時要援護者支援体制ワーキンググループの設置・運営	短	県	直接	防災統括室、関係課
2 災害時要援護者の特性に応じた支援マニュアルの策定	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
3 災害時要援護者のデータベース化の推進（避難支援体制を確保するため、支援を要する人のリスト化の推進）	中	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
4 災害時要援護者に配慮した避難所運営指針の作成（要援護者の特性に応じた機能等を有する避難所運営ガイドラインの策定）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
5 災害時要援護者向け避難所として福祉施設等の活用の検討（要援護者の特性毎の対応が可能な社会福祉施設の活用の検討）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課

[アクション目標] 5-4.2.2 災害時要援護者を支援する体制を確保する

1 災害時要援護者支援のための意識啓発の実施（パンフレット等の作成・配布による要援護者の特性に応じた支援にかかる意識啓発の実施）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
2 福祉施設・介護保険事業所の役割分担の検討（各施設等の機能・役割に応じた支援体制等の検討）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
3 専門職（介護職員、ケアマネージャー）の活用方策の検討（平時における支援者・支援機関との連携を確保した支援体制構築等の検討）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	障害福祉課、長寿社会課

5-4.3 水・食糧・生活必需品を確保する

[アクション目標] 5-4.3.1 水・食糧・生活必需品の備蓄を行う

1 公的備蓄の促進（流通備蓄を含む）（関係事業者及び備蓄量の把握と供給体制の整備促進）	短	県・市町村	直接・支援	福祉政策課、農政課、商工課
2 適正な備蓄場所の選定（保管施設的环境に配慮した備蓄場所の選定）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、福祉政策課
3 自助・共助の備蓄の啓発（防災講演会、県政出前トーク等での啓発活動の実施等）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	防災統括室、商工課

8 市民の生活を支援する

不自由な避難生活を余儀なくされる市民の生活を支援するため、避難生活の支援、災害時要援護者の支援、水・食糧・生活必需品の確保、保健衛生対策などの取り組みを実施します。

8.1 避難生活を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 避難所を確保する	1 民間施設の活用の検討	短	市、関係機関、企業	直接、支援	防災課
2 避難所に必要な機能を整備する	1 避難所運営マニュアルの策定	短	市	直接	防災課
	2 ライフライン企業との連携強化	短	市、関係機関、企業	直接、支援	防災課
	3 避難所における備蓄物資等の充実	短	市	直接	防災課
	4 避難所の設備等の充実	中	市、市民	直、支、助	防災課

8.2 災害時要援護者を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 災害時要援護者の支援指針を策定する	1 災害時要援護者支援マニュアルの策定	短	市	直接	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課
	2 災害時要援護者に配慮した避難所運営指針の作成	短	市、関係機関	直接、支援	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課、
2 災害時要援護者を支援する体制を確保する	1 災害時要援護者の支援ネットワークの策定	短	市、関係機関	直接	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課
	2 災害時要援護者のデータベース化の促進	中	市、関係機関、企業、市民	直接、支援	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課
	3 福祉避難所の指定の促進	短	市、関係機関	直接、支援	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課
	4 専門職・災害ボランティアの活用	短	市、関係機関、企業、市民	直接、支援	防災課
	5 災害時要援護者用の物資等の備蓄	中	市	直接	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課
	6 福祉施設・介護保険事業所等との協力体制の検討	短	市、関係機関	直接、支援	防災課、社会福祉課、介護福祉課
	7 災害時要援護者に関する意識啓発	短	市、関係機関、市民	直、支、助	防災課、社会福祉課、介護福祉課、児童福祉課

5-4 市民の生活を支援する

不自由な避難生活を余儀なくされる市民の生活を支援するため、避難生活の支援、災害時要援護者の支援、水・食料・生活必需品の確保、保健衛生対策などの取り組みを実施します。

5-4.1 避難生活を支援する

〔アクション目標〕 5-4.1.1 避難所を確保する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 指定避難所以外の代替施設の検討	短	市	直接	防災安全課
2 避難所の指定拡大	短	市	直接	防災安全課

〔アクション目標〕 5-4.1.2 避難所に必要な機能を検討する

1 避難所運営マニュアルの作成	短	市	直接	防災安全課
2 避難所における設備機能の確保	中	市	直接	防災安全課
3 避難所に要援護者のための機能確保	中	市	直接	防災安全課、福祉政策課 在宅支援課

5-4.2 災害時要援護者を支援する

〔アクション目標〕 5-4.2.1 災害時要援護者の支援項目を明確化する

1 災害時要援護者の支援マニュアルの策定	短	市	直接	福祉政策課、在宅支援課 介護福祉課
2 災害時要援護者の情報の把握	中	市	直接	福祉政策課、在宅支援課 介護福祉課

〔アクション目標〕 5-4.2.2 災害時要援護者を支援する体制を確保する

1 専門職の確保及び活用策の検討	中	市	直接・支援	在宅支援課、介護福祉課
2 要援護者支援のための機材・物資調達等の検討	短	市	直接・支援	福祉政策課、在宅支援課 介護福祉課、防災安全課

5-4.3 水・食糧・生活必需品を確保する

〔アクション目標〕 5-4.3.1 水・食糧・生活必需品の備蓄を行う

1 行政、事業所での水、食糧、生活必需品の備蓄(流通備蓄含む)	短	市・企業	直接・助言	防災安全課、地域振興課
---------------------------------	---	------	-------	-------------

〔アクション目標〕 5-4.3.2 救援物資を確保する

1 物資の供給協定締結の促進	短	市・企業	直接・支援	防災安全課
2 国・県・他市町村等からの物資供給のシステムを整備	中	市・県	直接・助言	防災安全課

< 施策の柱 5 - 4 の続き >

[アクション目標] 5-4.3.2 救援物資配給の仕組みをつくる

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 救援物資の発送留意事項の啓発（救援物資取扱等に関する基準設定、マニュアルの作成等）	短	県・市町村	直接・支援	福祉政策課、農政課、商工課、防災統括室
2 救援物資の集約場所の検討（適切な救援物資集約場所の検討）	短	県・市町村	直接・支援	福祉政策課、農政課、商工課、防災統括室
3 救援物資の管理体制の検討（救援物資取扱等に関する基準設定、マニュアルの作成等）	短	県・市町村	直接・支援	福祉政策課、農政課、商工課、防災統括室
4 救援物資の配分方策の検討（救援物資供給体制づくりに応じた配分方策の検討）	短	県・市町村・企業	直接・支援	福祉政策課、農政課、商工課、防災統括室
5 各種業界団体との応援協定締結の検討（トラック、タクシーなどの関係団体等）	短	県・市町村・企業	助言	金融・商業振興課、防災統括室
6 避難所の物資状況の把握方策の検討	短	県・市町村・企業	直接・支援	福祉政策課、農政課、商工課、防災統括室

[アクション目標] 5-4.3.3 上水を確保する

1 貯水施設・設備を活用した給水拠点の確保（市町村における「水道防災計画」策定の推進支援等）	短	県・市町村	直接・支援・助言	生活衛生課、水道局
2 応急給水栓の設置（大規模災害時における給水確保のため、県水送水管に応急給水栓の設置）	中	県	直接	水道局

[アクション目標] 5-4.3.4 生活用水を確保する

1 災害時に利用可能な予備水源（地下水・湧き水・雨水）確保の推進（井戸所有者等の協力による防災井戸制度の検討）	短	県・市町村	支援・助言	生活衛生課、防災統括室
---	---	-------	-------	-------------

5-4.4 保健衛生対策を実施する

[アクション目標] 5-4.4.1 住民への衛生対策を行う

1 災害時感染症マニュアルの策定	短	県・市町村	直接・支援	健康増進課
2 災害時食品衛生管理体制の整備（避難所及び炊き出し等の衛生管理体制のマニュアル化）	中	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	食品・生活安全課
3 地域に応じたトイレ機能の確保についての検討（都市部や山間部など地域性に応じた検討の実施）	短	県・市町村	直接・助言	廃棄物対策課、防災統括室
4 防疫・保健衛生用資機材の調達（消毒液、噴霧器等）（県内保有資機材の調査等実施）	短	県・市町村	直接・助言	健康増進課
5 愛玩動物の管理方策の検討（保護収容場所の確保等について市町村、関係団体等との検討の実施）	短	県・市町村	直接・助言	生活衛生課

[アクション目標] 5-4.4.2 住民への健康対策を行う

1 医療相談コーナーの設置マニュアルの作成（保健師等による避難所での健康相談マニュアルの作成）	短	県・市町村	直接・支援	医務課
2 巡回医療チームの派遣マニュアルの作成（保健師等による巡回医療相談マニュアルの作成）	短	県・市町村	直接・支援	医務課

8.3 水・食料・生活必需品を確保する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	水・食料・生活必需品の備蓄を行う	1	市における備蓄計画の策定	短	市	直接	防災課
		2	各家庭・地域での備蓄の啓発	短	市、市民、関係機関、企業	直、支、助	防災課
2	救援物資集配の仕組みをつくる	1	救援物資取扱マニュアルの策定	短	市	直接	防災課
		2	他市町村と支援協定の締結	短	市	直接	防災課
		3	企業・団体等と救援協定の締結	短	市	直接	防災課
		4	救援物資の集約場所の検討	短	市	直接	防災課
3	上水を確保する	1	水道防災計画の策定	中	市	直接	防災課
		2	家庭・事業所における飲料水の備蓄の推進	短	市、市民、企業	直接	防災課
		3	広域応援協定による飲料水の確保の強化	短	市	直接	水道局、防災課
		4	応急給水体制の整備	中	市、市民、企業	直接	防災課
4	生活用水を確保する	1	水源(井戸水・湧き水・雨水等)確保の推進	中	市、市民、企業	直接、支援	防災課

8.4 保健衛生対策を実施する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	住民への衛生対策を行う	1	感染症対策マニュアルの策定	短	市	直接	防災課、健康推進課
		2	災害用トイレの整備の推進	中	市	直接	防災課
		3	災害用の風呂の整備の推進	中	市	直接	防災課
		4	ごみ・し尿・災害時廃棄物の災害時処理計画の策定	短	市、企業	直接、支援	環境政策課、防災課
		5	ペット等の管理方法の検討	短	市	直接	環境政策課
2	住民への健康対策を行う	1	健康相談窓口設置マニュアルの策定	短	市	直接	健康推進課
		2	巡回健康相談医療実施マニュアルの策定	短	市	直接	健康推進課

〔アクション目標〕 5-4.3.3 物資配給の仕組みをつくる

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 物資の情報を管理するシステムの構築	短	市	直接	防災安全課
2 物資の受入れ方法の構築	短	市	直接	防災安全課
3 物資の配分方法の構築	短	市	直接	防災安全課

〔アクション目標〕 5-4.3.4 飲料水を確保する

1 応急給水体制の確立	短	市・県	直接・助言	水道局
2 飲料水用貯水施設の設置・確保	短	市	直接	水道局

5-4.4 保健衛生対策を実施する

〔アクション目標〕 5-4.4.1 住民への衛生対策を行う

1 家庭での衛生対策の啓発	短	市・市民	直接・支援	健康増進課
2 防疫対策の検討	短	市・市民	直接・支援	健康増進課
3 し尿、ごみ処理方法の検討	中	市・企業	直接・支援	環境総務課 クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
4 ペット等の動物対策の検討	中	市・県	直接・支援	環境対策課

〔アクション目標〕 5-4.4.2 住民への健康対策を行う

1 健康対策マニュアルの策定	短	市	直接・支援	健康増進課
2 巡回診療体制の構築	中	市・県	直接・支援、助言	健康増進課

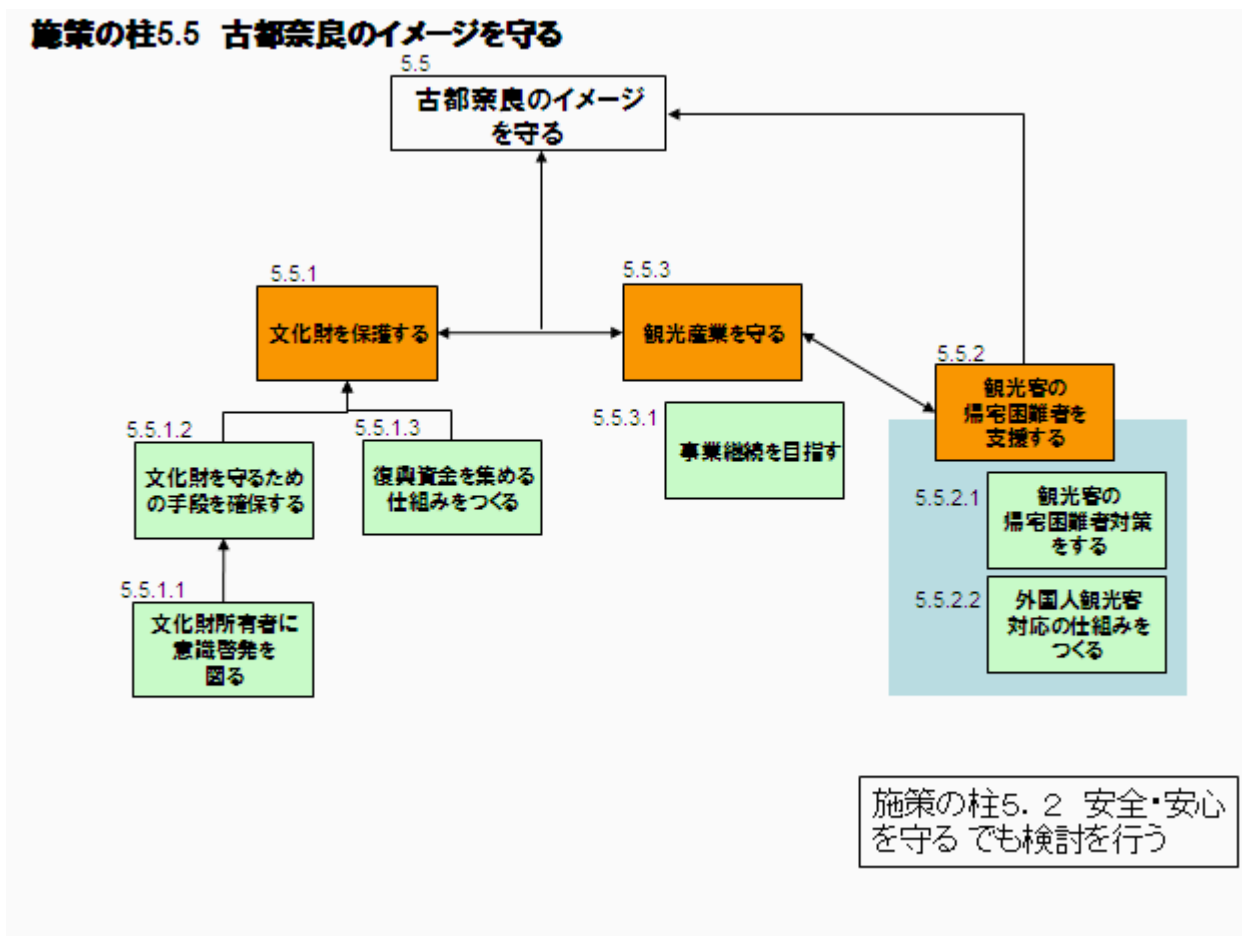
施策の柱5-5 「古都奈良のイメージを守る」

奈良県には、文化財がたくさんあり、これらの文化財を守り後世に伝えていく必要があります。併せて発災後、いち早く安全・安心を取り戻して、再び観光客に来てもらうことができるような対策を講じておく必要があります。「5-5 古都奈良のイメージを守る」は、このための取り組みに関する3つの施策項目により構成されています。

まず「5-5,1 文化財を保護する」ためには、所有者の防災意識を高め、文化財を焼失させないなどの防災対策を推進する必要があります。さらに、文化財を守るための手段を確保するとともに、復興資金を集める仕組みづくりも重要です。

奈良県には年間3500万人の観光客が訪れます。観光客の存在も奈良県の大きな財産です。万一、被災されても「おもてなしの心」を持って対応し、また奈良県に来たいという気持ちを持って帰っていただけるよう「5-5,2 観光客の帰宅困難者を支援する」対策が必要です。

最後に、観光はイメージがとても重要です。被災してダメージをうけると観光客は当然減少します。「5-5,3 観光産業を守る」ために、事前にどのような業種が被害を受けるのかを把握しておき、発災後はいち早く風評被害対策に取り組む必要があります。



5-5 古都奈良のイメージを守る

古都奈良のイメージを守るため、地震から文化財を守り後世に伝えていくための文化財防災対策や、多くの観光客に対する帰宅困難者支援、また観光産業を守るための対策などの取り組みを実施します。

5-5.1 文化財を保護する

[アクション目標] 5-5.1.1 文化財所有者に意識啓発を図る

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 文化財所有者への意識啓発の実施（防火意識の啓発のためポスター、チラシ等の作成）	短	県・市町村・県民	直接・助言	文化財保存課
2 文化財管理者の防災訓練の実施（文化財防火デー等に防災訓練の実施）	短	県・市町村・県民	直接・助言	文化財保存課
3 文化財の防火対策の推進（火災等の被害を防ぐため消火設備等防災設備等の整備推進）	長	県・市町村・県民	支援・助言	文化財保存課
4 文化財の耐震化対策の推進	長	県・市町村・県民	支援・助言	文化財保存課

[アクション目標] 5-5.1.2 文化財を守るための手段を確保する

1 保護すべき文化財のデータベース化（復旧被害額算定等のための有形文化財基礎データ収集とデータベース化）	長	県・市町村・県民	直接	文化財保存課
2 文化財所有者と地域住民との連携（文化財保護指導委員による普及啓発活動の実施等）	短	県・市町村・県民	直接・支援・助言	文化財保存課、防災統括室
3 文化財の転倒防止対策の推進（免震装置の整備等美術工芸品の保存修理時における転倒防止対策の推進）	長	県・市町村・県民	支援・助言	文化財保存課

[アクション目標] 5-5.1.3 復興資金を集める仕組みをつくる

1 “奈良の文化財を守るファンド”の設立の検討（被災後の復旧対策にかかる財源確保のための奈良文化財ファンド設立の検討）	中	県・県民	支援・助言	文化財保存課
2 指定寄付金制度の周知（指定寄付金制度活用のための情報提供等）	中	県・県民	支援・助言	文化財保存課

5-5.2 観光客の帰宅困難者を支援する

[アクション目標] 5-5.2.1 観光客の帰宅困難者対策をする

1 観光客の帰宅困難者対策の促進（帰宅困難となった観光客の支援マニュアル策定等の策定等）	中	県・市町村・防災関係機関・企業	直接・助言	観光課
2 観光客への情報提供方策の検討	短	県・市町村・防災関係機関・企業	直接・助言	観光課
3 関係業界・団体との連携	中	県・市町村・防災関係機関・企業	直接・助言	観光課

[アクション目標] 5-5.2.2 外国人観光客対応の仕組みをつくる

1 外国人観光客対策の促進（やさしい日本語や多言語による災害情報の提供体制の促進）	短	県・市町村・防災関係機関・県民・企業	直接・支援	文化国際課、観光課
---	---	--------------------	-------	-----------

5-5.3 観光産業を守る

[アクション目標] 5-5.3.1 事業継続を目指す

1 観光関連産業の実態の把握（県内観光関連団体の協力による実態調査の実施等）	中	県・市町村・企業	直接・助言	観光課
2 風評被害対策の検討（まほろば大使やインターネットを活用した、奈良情報の配信による風評被害の未然防止策等の検討）	短	県・市町村・企業	直接・助言	観光課、文化国際課

9 天理市のイメージを守る

天理市のイメージを守るため、地震から文化財を守るための文化財防災対策や、観光客・天理教参拝者などに対する帰宅困難者支援、また観光産業を守るための対策などの取り組みを実施します。

9.1 文化財を保護する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	文化財所有者に意識啓発を図る	1	文化財所有者への意識啓発の実施	長	市、市民、関係機関	直接、支援	文化財課、防災課
		2	文化財管理者への訓練の実施	長	市、市民、関係機関	直接、支援	文化財課、防災課
2	文化財を守るための手段を確保する	1	文化財の事前データベースの作成	中	市	直接	文化財課
		2	文化財の防火対策の推進	長	市、市民、関係機関	直接、支援	文化財課
		3	文化財の耐震化の促進	長	市	直接	文化財課、防災課
3	文化財復興に向けた仕組みを作る	1	文化財復興基金の設立の検討	長	市	直接	文化財課
		2	他市町村との連携	長	市	直接	文化財課

9.2 観光客の帰宅困難者を支援する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	観光客等の帰宅困難者対策をする	1	観光客等の帰宅困難者支援マニュアルの策定	短	市	直接	防災課、商工観光課
		2	関係業界・団体との連携	短	市、関係機関	直接、支援	防災課
		3	外国人観光客対策の促進	中	市	直接	防災課

9.3 天理教との連携を図る

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	天理教との連携を強化する	1	連絡協議会設置	短	市、関係機関	直接、支援	防災課
		2	天理教施設及び人材のデータベース化の推進	中	市、関係機関	直接、支援	防災課
		3	天理教信者対応マニュアルの策定	短	市、関係機関	直接、支援	防災課

5-5 歴史に出逢う都市かしはらのイメージを守る

歴史に出逢う都市かしはらのイメージを守るため、地震から文化財を守り後世に伝えていくための文化財防災対策や、観光客に対する帰宅困難者支援、また観光産業を守るための対策などの取り組みを実施します。

5-5.1 文化財を保護する

〔アクション目標〕 5-5.1.1 文化財に対する防災意識の向上を図る

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
1 指定文化財所有者へ震災マニュアルを製作し配布	短	市	直接・助言	文化財課
2 文化財所有者等の防災対策研修の推進	中	市・市民	直接・助言	文化財課
3 文化財関係者等の防災訓練の推進	中	市・市民	支援・助言	文化財課

〔アクション目標〕 5-5.1.2 不動産文化財の防災性の向上を図る

1 指定文化財の耐震化の検討	中	市・市民	直接・支援	文化財課
2 文化財の防火対策の推進	短	市・防災関係機関	直接・支援・助言	文化財課、檀原消防署
3 今井町伝統的建造物群保存地区の防災対策の推進	短	市・市民	直接・支援・助言	今井町並み保存整備事務所
4 史跡丸山古墳等の丘陵部の防災対策の推進	長	市	直接	文化財課

〔アクション目標〕 5-5.1.3 動産文化財の防火性の向上を図る

1 文化財の防火対策の推進	長	市・市民	直接・支援・助言	文化財課、檀原消防署
2 文化財の転倒防止対策の推進	長	市・市民	直接・支援・助言	文化財課

〔アクション目標〕 5-5.1.4 文化財復興に向けた仕組みをつくる

1 被災文化財把握体制の整備（文化財のデータベース化の検討）	短	市	直接	文化財課 今井町並み保存整備事務所
2 伝統工法保持者の把握	中	市	直接	文化財課 今井町並み保存整備事務所
3 文化財保存事業補助金制度の活用	短	市	直接	文化財課 今井町並み保存整備事務所
4 文化財復興基金創設の検討	中	市	直接	文化財課 今井町並み保存整備事務所
5 復旧復興における埋蔵文化財発掘調査基準の策定	中	市	直接	文化財課
6 他府県文化財担当機関との総合救援体制の整備	中	市	直接	文化財課

5-5.2 被災した観光客を支援する

〔アクション目標〕 5-5.2.1 帰宅困難な観光客への対策を講じる

1 災害情報の提供体制の整備	短	市・企業	直接・助言	観光課
2 被災観光者(外国人を含む)対策マニュアルの検討	短	市	直接・助言	観光課
3 観光関係団体・業界との連携	中	市・企業	直接・助言	観光課

< 施策の柱 5 - 5 の続き >

5-5.3 観光産業を守る

[アクション目標] 5-5.3.1 観光施設の防災性の向上を図る

(アクション項目)

1 施設の耐震化の推進

(実施 期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
長	市・企業	直接・支援	観光課

[アクション目標] 5-5.3.2 観光産業の復興対策を講じる

1 観光産業の被害調査

2 観光施設の復興支援

3 観光資源を守るための景観保全の徹底

4 復旧後の観光PRの強化（宮崎市とのタイアップ等）

短	市	直接	防災安全課
短	市・企業	直接・支援	地域振興課
短	市・企業、 市民	直接・支援	都市計画課
中	市・企業	直接・支援	観光課、秘書広報課

施策の柱6「復興を視野に入れる」

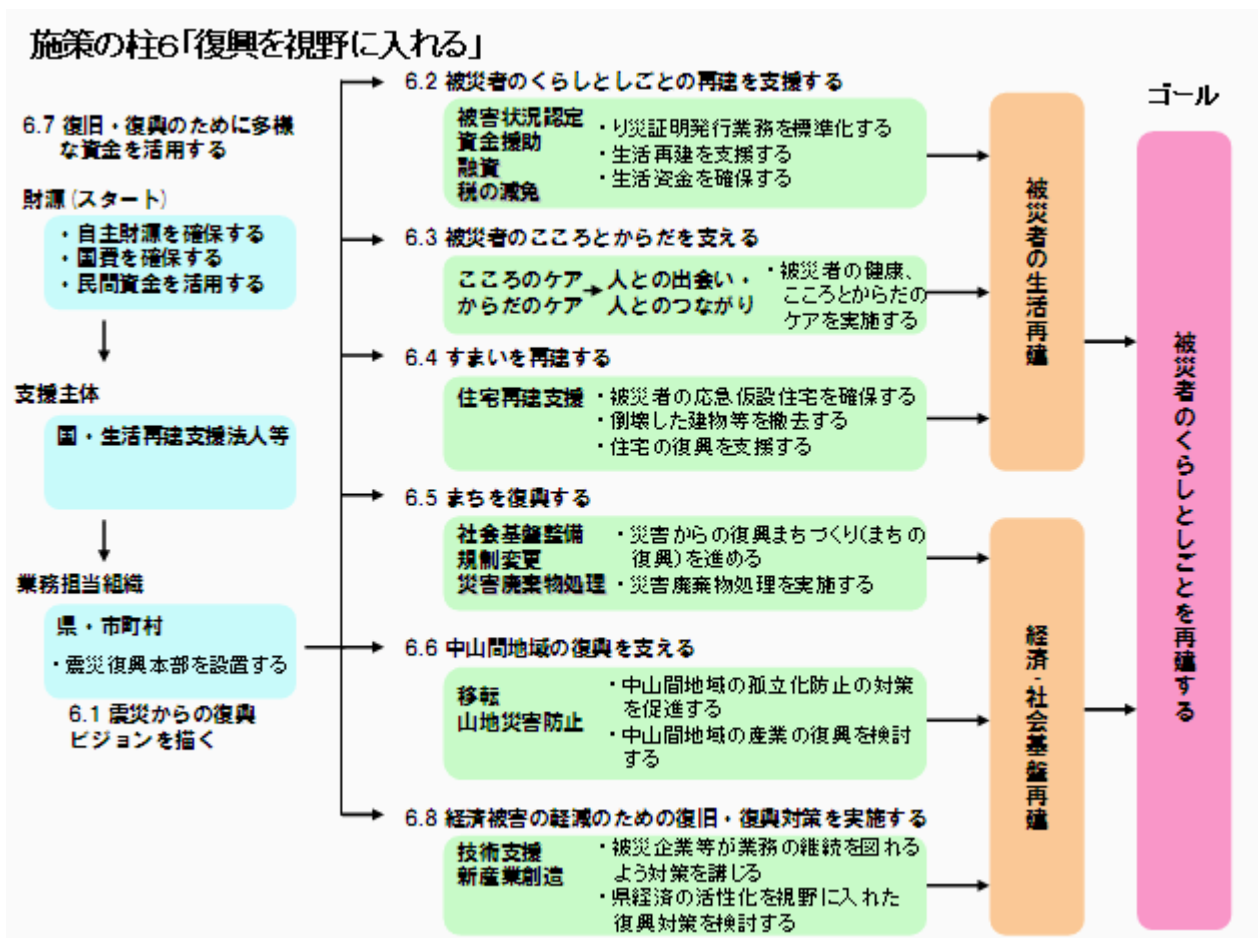
復興のゴールとして目指すところは、「被災者のくらしとしごとを再建する」です。社会基盤等を復旧するだけでなく、被災者の健康状態や経済的な状況が被災前と同レベル以上に回復しない限り、復興が完了したとは言えません。

「6 復興を視野に入れる」は、復興本部体制を明らかにし、復興資金を確保することで、被災者の生活再建と経済・社会基盤再建を行うための取り組みについての、8つの施策項目により構成されています。

「6.1 震災からの復興ビジョンを描く」で震災復興本部の組織・運営を明らかにし、「6.7 復旧・復興のために多様な資金を活用する」で、各種復興施策の実施に係る資金として民間資金や国費等を確保します。

被災者の生活再建を行なうために、「6.2 被災者のくらしとしごとを再建する」、「6.3 被災者のこころとからだを支える」、「6.4 すまいを再建する」支援などを行います。

経済・社会基盤の再建を行なうためには、社会基盤の整備や災害廃棄物の処理などの「6.5 まちを復興する」、「6.6 中山間地の復興を支える」、企業への業務継続支援、経済の活性化を視野に入れた「6.8 経済被害の軽減のための復旧・復興対策を実施する」といった施策を実施していく必要があります。



6 復興を視野に入れる

災害からの早期復興を目指すため、被災者のくらしとしごとの再建、被災者のこころとからだのケア、すまいの再建、まちの復興、中山間地の復興、復旧・復興のための資金確保、経済被害の軽減のための復旧・復興対策などの取り組みを実施します。

6.1 震災からの復興ビジョンを描く

[アクション目標] 6.1.1 震災復興本部を設置する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 震災復興本部の組織・運営の検討	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室・関係課

6.2 被災者のくらしとしごとの再建を支援する

[アクション目標] 6.2.1 り災証明発行業務を標準化する

1 り災証明マニュアルの作成（県内市町村におけるり災証明発行業務の統一化を図るためのマニュアル策定）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
2 り災証明発行業務事前研修の実施等（市町村研修会の実施、被災建築物の被災度区分判定の啓発）	短	県・市町村・企業	直接・支援	防災統括室・建築課

[アクション目標] 6.2.2 生活再建を支援する

1 生活再建にかかる事例集の作成（過去の災害における教訓集の作成）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
2 災害情報センターの設置（ワンストップサービスの実施）（災害情報センターの機能、体制、情報の流れの検討等）	短	県・市町村	直接・助言	広報広聴課、県民生活課、関係課
3 健康、就労、ドメスティック・バイオレンス（DV）等のそれぞれの問題に対応できる相談員の設置	短	県・国・市町村	直接・助言	広報広聴課、こども家庭課、健康増進課、県民生活課、男女共同参画課、雇用労政課
4 外国人向けに多言語対応の実施（国際交流活動団体等の参画による在住外国人生活相談窓口の設置の検討）	短	県・市町村・県民	直接・助言	文化国際課

[アクション目標] 6.2.3 生活資金を確保する

1 義援金の募集等について日赤、報道機関、金融機関等との連絡体制の確立（義援金対応マニュアルの策定等）	短	県・市町村・防災関係機関	直接・助言	出納局
2 生活再建支援金等の支給（被災者生活再建支援制度市町村担当者研修会の実施等）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室
3 災害援護資金等の特別融資の実施（災害救助法市町村担当者会議における啓発の実施等）	短	県・市町村	直接・助言	福祉政策課、保険福祉課、こども家庭課
4 税金の減免等の検討（税務関係の対応マニュアルの策定等）	短	県・市町村	直接・助言	税務課
5 地震保険の啓発	短	県・市町村・県民・企業	直接・助言	防災統括室

6.3 被災者のこころとからだを支える

[アクション目標] 6.3.1 被災者の健康、こころとからだのケアを実施する

1 被災者の特徴に応じたこころとからだのケアマニュアルを作成（保健所活動マニュアルの充実等）	短	県・市町村	直接・支援	健康増進課、文化国際課、障害福祉課、長寿社会課、男女共同参画課、教）保健体育課・教育研究所
2 災害時のメンタルヘルスに関する啓発の実施（市町村保健福祉事業担当者研修の項目への組み入れ等）	短	県・市町村	直接・支援	健康増進課
3 被災者の特徴に応じたこころのケアのできる人材の育成（災害時のストレス関連障害に対応可能な人材育成支援を視野に入れた研修会の実施）	短	県・市町村	直接・支援	健康増進課
4 被災者に対するこころとからだのケアの実施	短	県・市町村	直接・支援	健康増進課
5 被災者の特徴に応じたこころとからだのケアの実施（女性、子ども等）（女性相談コーナーの設置やスクールカウンセラーの緊急派遣体制等の整備）	短	県・市町村	直接・支援	健康増進課、文化国際課、障害福祉課、長寿社会課、男女共同参画課、教）保健体育課・教育研究所

10 復興を視野に入れる

災害からの早期復興を目指すため、被災者のくらしとしごとの再建、被災者のこころとからだのケア、すまいの再建、まちの復興、中山間地の復興、復旧・復興のための資金確保、経済被害の軽減のための復旧・復興対策の取り組みを実施します。

10.1 震災からの復興ビジョンを描く

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 復旧・復興計画を策定する	1 復旧・復興計画の策定	短	市	直接	防災課

10.2 被災者のくらしとしごとの再建を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 り災証明書発行業務を標準化する	1 り災証明書マニュアルの作成	短	市	直接	税務課
2 生活再建を支援する	1 生活再建マニュアルの策定	短	市	直接	防災課、社会福祉課、介護福祉課
3 生活資金を確保する	1 義援金対応マニュアルの策定	短	市	直接	社会福祉課
	2 見舞金等支給マニュアルの策定	短	市	直接	社会福祉課
	3 税等の減免措置等の見直し	短	市	直接	税務課、保険年金課
	4 生活再建基金設立の検討	短	市	直接	防災課
	5 地震保険の啓発	短	市、市民、企業	直接	防災課

10.3 被災者のこころとからだを支える

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 被災者の健康、こころとからだのケアを実施する	1 こころとからだのケアマニュアルの作成	短	市	直接	健康推進課
	2 ケアを行う人材の育成	中	市、関係機関	直接、支援	健康推進課
	3 こころとからだのケアの相談窓口の設置	短	市、関係機関	直接、支援	健康推進課

6 復興を視野に入れる

災害からの早期復興を目指すため、被災者のくらしとしごとの再建、被災者のこころとからだのケア、すまいの再建、まちの復興のための資金確保、経済被害の軽減のための復旧・復興対策などの取り組みを実施します。

6.1 震災からの復興ビジョンを描く

〔アクション目標〕 6.1.1 震災復興本部を設置する

(アクション項目)

1 震災復興本部の組織・運営等の検討

(実施期間)	(実施主体)	(市の役割)	(担当課)
中	市	直接	防災安全課、企画調整課

6.2 被災者のくらしとしごとの再建を支援する

〔アクション目標〕 6.2.1 リ災証明発行業務を標準化する

1 リ災証明マニュアルの作成

短	市	直接	防災安全課
---	---	----	-------

〔アクション目標〕 6.2.2 生活再建を支援する

1 生活相談体制の整備

短	市	直接・支援、助言	地域振興課、福祉政策課 市民課、防災安全課
---	---	----------	--------------------------

2 生活再建支援策の検討

中	市	直接・支援、助言	地域振興課、福祉政策課 防災安全課
---	---	----------	----------------------

〔アクション目標〕 6.2.3 生活資金を確保する

1 被災者生活再建資金の支給

短	市・県	直接・支援、助言	福祉政策課 防災安全課（調整）
---	-----	----------	--------------------

2 税務上の被災者支援の検討

短	市・県	直接・支援、助言	市民税課、資産税課
---	-----	----------	-----------

3 納税相談

短	市	直接・助言	収税課
---	---	-------	-----

〔アクション目標〕 6.2.4 情報を提供する

1 被災者の生活再建支援制度の周知

短	市・県	直接・助言	防災安全課
---	-----	-------	-------

2 雇用情報提供窓口の設置

短	市・県	直接・助言	地域振興課
---	-----	-------	-------

6.3 被災者のこころとからだを支える

〔アクション目標〕 6.3.1 被災者の健康、こころとからだのケアを実施する

1 心とからだのケア窓口の設置

中	市	直接・支援	健康増進課
---	---	-------	-------

2 心とからだのケアマニュアル作成

中	市	直接・支援	健康増進課
---	---	-------	-------

6.4 すまいを再建する

〔アクション目標〕 6.4.1 すまいの修理を支援する

1 住宅修理相談窓口の設置

中	市・県	直接・支援	防災安全課、建築指導課 関係課
---	-----	-------	--------------------

2 住宅修理の貸付金制度の検討

短	市・県	直接・支援	福祉政策課
---	-----	-------	-------

〔アクション目標〕 6.4.2 被災者の応急仮設住宅を確保する

1 応急仮設住宅地の確保(用地・資材)

短	市	直接	防災安全課、都市施設整備課
---	---	----	---------------

2 応急仮設住宅対策マニュアルの策定

短	市	直接	防災安全課
---	---	----	-------

< 施策の柱 6 の続き >

6.4 すまいを再建する

〔アクション目標〕 6.4.1 被災者の応急仮設住宅を確保する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 応急仮設住宅対策マニュアルの作成	短	県・市町村	直接・支援	住宅課
2 公営住宅の空き部屋情報連絡体制の確立（被災者の応急仮設住宅として利用するため県・市町村営住宅の空き家情報の収集把握、情報提供の実施）	短	県・市町村	直接・支援	住宅課
3 応急仮設住宅用地に関する情報の把握とデータベース化	中	県・市町村	支援	住宅課
4 災害時に使用可能な県有地リストの作成（応急仮設住宅確保のため使用可能な大規模未利用県有地のリストの作成）	短	県・市町村	直接・支援	管財課
5 応急仮設住宅建設にかかる関係団体との連携強化（応急仮設住宅の迅速な建設のため(社)プレハブ建築協会との協定締結）	短	県・市町村	直接・支援	住宅課
6 民間住宅活用の検討（宅地建物取引業協会等との協力による応急仮設住宅としての民間賃貸住宅活用の検討）	短	県・市町村	直接・支援	住宅課
7 被災住宅での生活継続の検討（災害救助法に基づく住宅の応急修理を実施するためのマニュアルの作成等）	短	県・市町村・防災関係機関・県民	直接・助言	住宅課、防災統括室

〔アクション目標〕 6.4.2 倒壊した建物等を撤去する

1 建物等の解体・処理マニュアルの作成	中	県・市町村	直接・支援	廃棄物対策課、技術管理課、防災統括室
2 建物等の解体・処理についての国への要望（倒壊家屋等の公費解体についての国への要望）	短	県	直接	廃棄物対策課、技術管理課、防災統括室
3 業者に対する行政指導マニュアルの検討（災害時における廃棄物処理業者に対する行政指導マニュアルの検討の実施）	中	県・市町村	直接・支援	廃棄物対策課、技術管理課、防災統括室

〔アクション目標〕 6.4.3 住宅の復興を支援する

1 復興住宅建設指針の検討（必要に応じた用地確保や建設にかかる連絡調整体制整備の検討等）	中	県・市町村	直接・支援	住宅課
2 被災者の住宅再建支援金の充実の要望（被災者生活再建支援金の適用範囲等拡大について国への要望の実施）	短	県	直接	防災統括室

6.5 まちを復興する

〔アクション目標〕 6.5.1 災害からの復興まちづくり（まちの復興）を進める

1 都市基盤の復興の促進（区画整理事業の活用）	長	県・市町村	直接・助言	都市計画課、住宅課
2 復興（都市）計画作成の支援	長	県・市町村	直接・助言	都市計画課、住宅課

〔アクション目標〕 6.5.2 災害廃棄物処理を実施する

1 災害廃棄物処理マニュアルの作成（リサイクルに配慮）	中	県・市町村	直接・支援	廃棄物対策課、技術管理課、防災統括室
2 広域応援体制の推進（国や他府県との広域連携による処理体制の検討）	中	県・市町村	直接・支援	廃棄物対策課、技術管理課、防災統括室

10.4 すまいを再建する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 被災者の応急仮設住宅を確保する	1 応急仮設住宅の計画の策定	短	市	直接	建築課
	2 応急仮設住宅対策マニュアルの作成	短	市	直接	建築課
	3 相談窓口の開設	短	市	直接	建築課
	4 民間賃貸住宅活用の検討	短	市、企業	直接、支援	防災課
	5 プレハブ建築協会との協定締結	短	市、企業	直接、支援	防災課、建築課
2 倒壊した建物を撤去する	1 建物等の解体・処理マニュアルの作成	短	市	直接	防災課
	2 解体処理業者等との協定締結	短	市、企業	直接、支援	防災課
3 住宅の復興を支援する	1 住宅相談窓口の開設	中	市	直接	建築課
	2 住宅再建基金設立の検討	中	市	直接	防災課、都市計画課

10.5 まちを復興する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 災害からの復興まちづくり〔まちの復興〕を進める	1 まちづくり復興計画の策定	短	市	直接	防災課
2 災害廃棄物処理を実施する	1 災害廃棄物処理計画の策定	短	市	直接	環境政策課
	2 災害廃棄物処理マニュアルの作成	短	市	直接	業務課
	3 廃棄物処理業者等との協定	短	市、企業	直接、支援	業務課
	4 広域応援体制の推進	長	市	直接	業務課

10.6 中山間地域の復興を支える

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 中山間地域の孤立化防止の対策を促進する	1 通信手段の整備の促進	中	市	直接	防災課
	2 備蓄物資等の搬送体制の検討	短	市	直接	防災課

10.7 復旧・復興のために多様な資金を活用する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 民間資金を活用する	1 寄付金募集の検討	中	市	直接	社会福祉課
2 国費を活用する	1 財政支援強化の要望の実施	中	市、県	直接、支援	防災課

〔アクション目標〕 6.4.3 倒壊した建物等を撤去する

(アクション項目)

(実施期間) (実施主体) (市の役割) (担当課)

2 廃材・ガレキの仮置き場の検討

中	市	直接	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
---	---	----	----------------------------

〔アクション目標〕 6.4.4 住宅の復興を支援する

1 住宅再建への公的支援制度の活用

短	市・県	直接・助言	福祉政策課
---	-----	-------	-------

2 建築基準法による建築制限区域の指定、緩和の検討

中	市・県	直接・助言	建築指導課
---	-----	-------	-------

6.5 まちを復興する

〔アクション目標〕 6.5.1 復興まちづくりを行う

1 区画整理事業を活用したまちづくりの検討

長	市・県	直接・助言	まちづくり課 防災安全課(調整)
---	-----	-------	---------------------

2 復興計画の作成支援

長	市・県	直接・助言	防災安全課
---	-----	-------	-------

〔アクション目標〕 6.5.2 災害廃棄物処理を実施する

1 処理の広域的応援体制の確立

中	市	直接	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
---	---	----	----------------------------

2 処理業者、土木建設業者との協力処理体制の確立

中	市・企業	直接・支援	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら 防災安全課
---	------	-------	-------------------------------------

3 廃棄物の処理計画の策定

中	市	直接	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
---	---	----	----------------------------

4 廃棄物処理場所の検討

中	市	直接	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
---	---	----	----------------------------

5 廃棄物処理方法等の周知

中	市	直接	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
---	---	----	----------------------------

6 廃棄物処理の指導、監視

中	市・市民	直接・支援	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら
---	------	-------	----------------------------

〔アクション目標〕 6.5.3 学校の復興を進める

1 学校再開のため施設の復旧体制の構築

短	市	直接	教育委員会総務課
---	---	----	----------

2 学校教育再開マニュアルの策定

中	市	直接	学校教育課
---	---	----	-------

6.6 復旧・復興のために多様な資金を活用する

〔アクション目標〕 6.6.1 民間資金を活用する

1 義援金の募集

短	市	直接・支援	防災安全課、会計課
---	---	-------	-----------

2 復旧、復興資金に対する市債の発行の検討

中	市	直接・支援	財政課
---	---	-------	-----

〔アクション目標〕 6.6.2 国・県費を確保する

1 国・県の助成(援助)の積極的な活用

短	市・県	直接・助言	防災安全課
---	-----	-------	-------

〔アクション目標〕 6.6.3 基金を設立する

1 復興基金の創設の検討

中	市	直接・支援	財政課
---	---	-------	-----

6.7 経済被害の軽減のための復旧・復興対策を実施する

〔アクション目標〕 6.7.1 市経済の活性化を視野に入れた復興対策を検討する

1 被災事業者の支援体制の構築

中	市	直接・支援	地域振興課
---	---	-------	-------

2 公的融資情報の提供

中	市	直接・助言	地域振興課
---	---	-------	-------

< 施策の柱 6 の続き >

6.6 中山間地域の復興を支える

〔アクション目標〕 6.6.1 中山間地域の孤立化防止の対策を促進する

(アクション項目)	(実施期間)	(実施主体)	(県の役割)	(担当課)
1 孤立地域のデータベース化（孤立可能性のある集落の状況調査結果のデータベース化）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
2 備蓄物資等の搬送体制の検討（ヘリコプター等を活用した物資等の搬送体制の整備の検討）	短	県・市町村	直接・支援	福祉政策課、防災統括室
3 情報孤立を防ぐため通信機器の配備（災害時貸出用衛星携帯電話の整備による通信手段の確保）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、情報システム課
4 中山間地域における孤立化防止のための林道の活用（広域的基幹的な林道の開設）	長	県・市町村	直接・助言	林業基盤課
5 中山間地域における道路・河川などの早期復旧（緊急輸送路を速やかに啓開するためのマニュアルの作成）	短	県・国・市町村	直接・助言	道路維持課、河川課、砂防課

〔アクション目標〕 6.6.2 中山間地域の産業の復興を検討する

1 農林業の継続・再建の検討	中	県・市町村	直接・助言	農政課、農業経営課、農業水産振興課、耕地課、林政課
2 新たな産業創造の検討	中	県・市町村・県民・企業	助言・支援	工業支援課、商工課、金融・商業振興課

6.7 復旧・復興のために多様な資金を活用する

〔アクション目標〕 6.7.1 民間資金を活用する

1 復興事業の証券化（ミニ公募債の発行）の検討（市町村がミニ市場公募債により復興事業の資金確保のため対象事業・発行手続き等の整理検討）	短	県・市町村	助言	市町村課
2 災害復興宝くじの発行の検討	短	県	直接	防災統括室、財政課

〔アクション目標〕 6.7.2 国費を活用する

1 地震対策に係る財政支援の国への要望の実施	短	県・市町村	直接・助言	総合政策課、関係課
2 高補助率事業の積極的活用（国庫補助事業を得た復旧・復興事業の計画的実施の方策の検討）	短	県・市町村	直接・助言	林業基盤課、監理課、都市計画課、建築課、関係課
3 被災県の復旧・復興事業に関する事業リストの整理	短	県・市町村	直接・助言	監理課、砂防課、建築課、関係課

6.8 経済被害の軽減のための復旧・復興対策を実施する

〔アクション目標〕 6.8.1 被災企業等が業務の継続を図れるよう対策を講じる

1 行政による法人活動の継続支援（各企業における業務継続計画の策定支援の実施）	短	県・市町村・企業	直接・支援・助言	商工課、金融・商業振興課、防災統括室
2 日本銀行・金融機関と資金確保等について検討（防災会議委員への就任による連携強化等検討）	短	県・国・企業	直接	金融・商業振興課、防災統括室
3 中央卸売市場の早急な復旧対策の実施	中	県・企業	直接・支援	農政課
4 農林漁業制度融資の周知等（災害資金の周知等）	短	県・市町村・企業	支援	農業経営課、農業水産振興課、林政課

〔アクション目標〕 6.8.2 県経済の活性化を視野に入れた復興対策を検討する

1 コミュニティビジネスの活性化（商店街等におけるコミュニティビジネスの活性化検討）	中	県・市町村	支援・助言	工業支援課、商工課、金融・商業振興課
2 ベンチャー企業の育成（創業間もない企業に対する経営支援による地域経済の活性化等の推進）	短	県・市町村・企業	支援・助言	工業支援課、商工課、金融・商業振興課
3 復興ブランド品の企画・販売の検討	中	県・市町村・企業	支援・助言	商工課、金融・商業振興課、工業支援課
4 復興特区の認定申請の方策の検討	短	県・市町村	直接・助言	商工課、金融・商業振興課、工業支援課

10.8 経済被害の軽減のための復旧・復興対策を実施する

アクション目標		アクション項目		実施 期間	実施主体	市の役割	担当課
1	被災企業等が業務の継続を図れるよう対策を講じる	1	公的貸付金制度の周知	短	市	直接	商工観光課
2	経済の活性化を視野に入れた復興対策を検討する	1	市・企業との協力体制確立	短	市、企業	直接	防災課

4 アクションプログラムの具体目標

減災目標を達成するための具体目標を設定しています。

県、天理市、橿原市とも10か年のアクションプログラムの中間目標値（5年後）を掲載しています。

VII アクションプログラムの具体目標

減災目標を達成するため28の具体目標を設定しました。目標は5年後(2010年)の中間目標値を挙げており、10年後(2015年)の最終目標値は中間評価の際に、国の地震防災戦略に掲げてある数値目標等と整合を図り設定します。

施策の柱	具体目標	具体目標値(2010年)	基準値(年度)	
1 地震に強い県土をつくる	土砂災害危険箇所内の整備率	22.7%	20.1%(2005)	1
	広域防災拠点数	5箇所	4箇所(2005)	2
	住宅の耐震化率	70%	59.1%(2003)	3
	家具の固定率	37.7%	24.4%(2005)	4
2 地域の防災力を向上させる	自主防災組織の組織率	64.5%	27.1%(2005)	5
	企業の災害時業務継続計画の策定率	25%	—	6
	奈良県学校地震防災教育推進プランに基いた、幼稚園・学校等における防災訓練の実施率	100%	—	7
3 的確な防災情報処理を実施する	総合防災情報システムによる災害情報提供内容数	13種類	—	8
	ハザードマップ(洪水・土砂災害)を作成した市町村の割合	100%	4.6%(2005)	9
4 人的資源を確保する	災害対策本部施設数	2箇所	1施設(2005)	10
	災害対応訓練の回数	22回/年	3回/年(2005)	11
	関係課等での応急対応マニュアル数	80個	30個(2004)	12
	民間等との協定締結数(累計)	40本	26本(2005)	13
5-1 いのちを守る	緊急消防援助隊の登録隊数	37隊	30隊(2005)	14
	救急救命士数(累計)	312名	227名(2005)	15
	被災建築物応急危険度判定士の登録者数	1,230名	1,229名(2005)	16
	被災宅地危険度判定士の登録者数	170名	164名(2005)	17
5-2 安全・安心を守る	帰宅困難者対策支援協定締結団体数	10団体	2団体(2005)	18
	自主防犯ボランティア団体の設立数	700団体	549団体(2005)	19
5-3 生活基盤を安定させる	ライフライン関係機関の防災訓練実施回数(累計)	9回	1回(2005)	20
	緊急輸送道路の整備率	78%	75.7%(2005)	21
5-4 県民の生活を支援する	災害時要援護者支援マニュアルを策定した市町村の割合	100%	—	22
	広域防災拠点等における県民用食料の備蓄数	468,602食	130,198食(2005)	23
	震災後7日間に必要な水の確保割合	100%	11.7%(2005)	24
5-5 古都奈良のイメージを守る	警報機器(火災報知器)を設置している文化財の割合	93.6%	91.8%(2004)	25
	外国人も含めた観光客の帰宅困難者マニュアルの作成、災害対応訓練の実施	マニュアル作成・訓練実施	—	26
6 復興を視野に入れる	り災証明発行業務マニュアルの作成、市町村研修会の開催	マニュアル作成・研修会開催	—	27
	地震保険世帯加入率	18.5%	15.8%(2005)	28

VII アクションプログラムの具体目標

減災目標を達成するため25の具体目標を設定しました。目標は5年後(2011年)の中間目標値を挙げており、10年後(2016年)の最終目標値は、中間評価の際に、国の地震防災戦略及び県のアクションプログラムに掲げてある数値目標等と整合を図り設定します。

施策の柱	具体目標	具体目標値(2011年)	基準値(年度)	
1 地震につよいまちをつくる	市立幼稚園・学校の耐震化整備率	65.8%	44.3% (2006)	1
	市立保育所の耐震化整備率	100.0%	60.0% (2006)	2
	公民館の耐震化整備率	61.5%	46.1% (2006)	3
	市営住宅の耐震化整備率	70.7%	61.2% (2006)	4
	住宅の耐震化率	70.0%	47.7% (2005)	5
2 地域の防災力を向上させる	自主防災組織の組織率	64.5%	6.9% (2006)	6
	幼稚園・学校等における防災訓練の実施率	100.0%	—	7
3 的確な防災情報処理を実施する	防災行政無線の整備	防災行政無線の整備	—	8
	ハザードマップ(洪水・土砂災害・地震)の作成の割合	100.0%	—	9
4 人的資源を確保する	災害対策本部施設数	2箇所	1施設 (2006)	10
	災害対応訓練(図上訓練)の回数	10回/年	—	11
	関係課等での応急対応マニュアル数	13個	—	12
	民間等との協定締結数(累計)	7本	2本 (2006)	13
5 市民のいのちを守る	消防団員数	312名	312名 (2006)	14
	救急救命士数	12名	9名 (2006)	15
	被災建築物応急危険度判定士(市職員)の登録者数	14名	7名 (2006)	16
	被災宅地危険度判定士(市職員)の登録者数	16名	8名 (2006)	17
6 安全・安心を守る	避難所・広域避難地の誘導標識設置数	50.0%	—	18
	帰宅困難者対策支援協定締結団体数	5団体	—	19
7 生活基盤を安定させる	ライフライン関係機関の防災訓練実施回数(累計)	5回	—	20
8 市民の生活を支援する	災害時要援護者支援マニュアルの策定	災害時要援護者支援マニュアルの策定	—	21
9 天理市のイメージを守る	警報機器(火災報知器)を設置している文化財の割合	81.2%	77.7% (2006)	22
	天理教参拝者・外国人も含めた観光客等の帰宅困難者マニュアルの策定、災害対応訓練の実施	マニュアルの策定・訓練	—	23
10 復興を視野に入れる	り災証明書発行業務マニュアルの作成、研修会の開催	マニュアルの作成・研修会開催	—	24
	地震保険世帯加入率(県のデータ参考)	18.5%	15.8% (2006)	25

Ⅶ アクションプログラムの具体目標

減災目標を達成するため24の具体目標を設定しました。目標は概ね5年後までの中間目標値を挙げており、10年後の最終目標値は中間評価の際に、国及び県の地震防災戦略に掲げてある数値目標等と整合を図り設定します。

施策の柱	具体目標	具体目標値（2011年）	基準値（年度）
1 地震に強いまちをつくる	避難施設（43箇所）の耐震化整備率	100%（43箇所）	62.8%（27箇所）
	市立小・中学校の耐震化整備率	68.1%（15校）	36.4%（8校）
	一般木造住宅の耐震化率	65%	54.5%
2 地域の防災力を向上させる	自主防災組織の組織率	100%	67.4%
	ハザードマップ（洪水・地震）の作成	100%	—
	自主防災組織・自治会等における災害対応訓練の実施率	100%	—
	幼稚園・学校等における防災訓練の実施率	100%	—
3 的確な防災情報処理を実施する	防災行政無線の整備（デジタル化）	防災無線のデジタル化	—
	情報処理訓練の実施回数	1回／年	—
4 人的資源を確保する	災害対策本部施設数	2施設	1施設
	災害対応訓練（図上訓練）の回数	8回／年	—
	民間等との協定締結数（累計）	10件	5件
5-1 市民のいのちを守る	避難所・広域避難地の誘導標識設置数	44ヶ所	—
	救急救命士数	40名	30名
	被災建築物応急危険度判定士の登録者数	20名	17名
	被災宅地危険度判定士の登録者数	20名	7名
5-2 安全・安心を守る	帰宅困難者対策支援協定締結団体数	5団体	—
	防犯ボランティア団体の設立数	16団体	6団体
5-3 生活基盤を安定させる	ライフライン関係機関の防災訓練実施回数（累計）	1回／年	1回／2年
	運送事業者との災害時の輸送に関する協定の締結	協定締結	—
5-4 市民の生活を支援する	災害時要援護者支援マニュアルの策定	マニュアル作成	—
5-5 歴史と出逢う都市「かしはら」のイメージを守る	文化財所有者への防災マニュアルの配布及び訓練の実施	100%	—
	外国人も含めた観光客の帰宅困難者マニュアルの作成	マニュアル作成	—
6 復興を視野に入れる	り災証明発行業務マニュアルの策定	マニュアル作成	—